

幼稚園の長 様
認定こども園の長 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

子育てのための施設等利用給付に関する認定手続きについて（依頼）
日頃より、本市の子ども・子育て支援の取組に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、本年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、貴施設に在園する児童のうち預かり保育事業を利用している児童の保護者において、標記給付に関する認定申請の手続きが必要となります。

つきましては、該当の児童の保護者あて申請書類の配布及び取りまとめにつきまして次のとおり依頼いたしますので、御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 貴施設あて送付書類

(1) 認定申請書様式及び記載例（2号・3号認定用）

※国参考様式から若干内容を見直しております。

(2) 認定に関する保護者向け説明資料（幼児教育・保育の無償化（子育てのための施設等利用給付の受給）に伴う認定手続きについて）

(3) 無償化に関する保護者向け説明資料（保護者向けチラシ）

2 保護者あて配布について

対象は、盛岡市に居住する児童の保護者となります（他市町村に居住する方につきましては、お住まいの市町村にお問い合わせいただくようお願いいたします。）

上記(1)及び(2)を保護者あて配布し、記載の依頼をお願いいたします。

上記(3)は、必要に応じて施設への掲出等により保護者へ内容を周知いただくようお願いいたします。

3 取りまとめについて

(1) 保護者が準備した申請書類は、貴施設で取りまとめの上当課あて提出をお願いいたします。

(2) 申請書類はマイナンバーが分かる書類や身分証明書類の写しの添付が必要となることから、保護者が提出書類一式を封入し、封筒に氏名を記載して提出する取扱いとなります

（裏面に続く）

すので、この旨も周知をいただければと存じます。

(3) 市あて提出の際は、提出者の一覧（既存の名簿にチェックを付したもので構いません。）を添付いただくようお願いいたします。

4 申請書類の提出期限

令和元年8月26日（月）

提出いただいた申請書から順次認定手続きを進めさせていただきますので、保護者からの申請書が概ね揃いましたら、期限までお待ちいただくことなく市あて送付ください。

上記期限までの取りまとめ及び提出が難しい場合は、ご連絡ください。

〒020-0884 盛岡市神明町3 - 29 盛岡市保健所1階
盛岡市子ども未来部子育てあんしん課 保育サービス推進室
主査 渡邊 智裕
電話：019-626-7553（直通）又は019-613-8347
ファクス：019-652-3424（直通）
電子メール：kosodateansin@city.morioka.iwate.jp